

学童保育システム構築業務仕様書

令和8年4月

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課

1. 業務目的

本業務は、留守家庭児童育成クラブ（学童保育）入所児童における世帯情報、債権情報、入退所情報等を管理している学童保育システムについて、現在使用しているシステムの契約期間が満了となるため、新たなシステムを導入・更新することを目的とする。

2. 業務概要

- (1) 業務名称
学童保育システム構築業務
- (2) 履行期間
契約締結日から令和10年3月31日まで（本稼働予定日：令和9年9月1日）
- (3) 履行場所
川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課（川西市中央町12番1号）

3. 業務内容

本業務は、留守家庭児童育成クラブ（学童保育）入所児童における世帯情報、債権情報、入退所情報等を管理するためのシステム構築及び運用に必要となる関連業務を行うものである。

- (1) 受託者は契約締結後、以下に掲げるものを速やかに提出すること。
 - ア 実施計画書
 - イ 業務スケジュール
 - ウ テスト計画書
- (2) 受託者は本業務について、以下に掲げる事項を実施すること。
 - ア 「5. 機能要件」に定める機能を網羅したシステムの設計及び構築
 - イ 既存システムからのデータ移行
 - ウ システム環境の構築及び設定
 - エ 職員向け研修（操作方法の説明）

4. システム連携要件

本システムは、本市で運用している関連システム（住民基本台帳システム、税システム等）との連携を考慮し、データ連携を実施できること。連携方法及び連携内容については、本市と協議のうえ決定すること。

また、本市の既設のガバメントクラウド接続回線及びネットワークアカウントを使用するため、構築環境はAmazon Web Services（AWS）の東京リージョンであること。

5. 機能要件

本システムに関する機能要件は、別紙「学童保育システム機能要件」のとおりとする。本表に示す機能要件について、満たさない機能がある場合は、その内容及び代替手段について企画提案書において明示すること。

6. スケジュール

本業務の実施スケジュールは、次のとおりとする。

| 実施内容 | 実施期日（予定） |
|----------------------------|---------------------------|
| 契約締結 | 令和8年6月2日（火）頃 |
| システム構築作業 データ移行 稼働テスト | 契約締結日以降 令和9年8月31日（火）まで |

| | |
|-----------|----------------------------------|
| 本稼働 | 令和9年9月1日（水） |
| システム運用・保守 | 令和9年9月1日（水）以降 令和14年8月31日（火）まで |

7. 成果物

本業務における成果物は、次のとおりとする。なお、本業務で調達する端末機器一式及びプリンタについては、各システムごとに個別に調達・設置するものではなく、子ども・子育て支援標準準拠システム、AI 入所選考システム及び学童保育システム間において共用することを前提とする。

- (1) 学童保育システム一式
- (2) 本システムを利用するための端末機器一式（6台）
- (3) 本システムと連携したプリンタ（2台）
- (4) システム設計書
- (5) 操作マニュアル（システム操作方法及び運用手順を含む）
- (6) 作業報告書（議事録、課題管理表等を含む）
- (7) テスト結果報告書

8. システム運用・保守

別紙「子ども・子育て支援標準準拠システム、AI 入所選考システム及び学童保育システムに係る運用・保守業務要求水準書」で定めるとおりとする。

9. 機密保持

- (1) 本業務の履行にあたり知り得た本市の業務上の情報及び個人情報（以下「機密情報」という。）について、第三者に漏えいしてはならない。これは契約期間中のみならず、契約期間終了後においても同様とする。
- (2) 本業務の履行にあたり取り扱う機密情報について、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、適正に管理するものとする。
- (3) 本業務に関連して取得したデータ及び資料等を、本業務の目的以外に使用してはならない。
- (4) 本業務の終了後は、本市の指示に従い、本業務により取得又は作成したデータ及び資料等を速やかに返却又は消去するものとする。

10. 留意事項

- (1) 再委託の禁止
受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部についてあらかじめ本市の承認を得た場合は、この限りではない。また、再委託を行う場合は、再委託先の名称、業務内容等を事前に書面で本市へ届け出るものとする。
- (2) 議事録の作成
本業務に関する打合せを実施した場合は必ず議事録を作成し、本市の確認を受けるものとする。
- (3) 法令遵守
受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び本市の関係規定等を遵守するものとする。
- (4) 協議事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書の解釈に疑義が生じた事項については、本市と受託者が協議のうえ決定するものとする。

(5) 作業の報告

受託者は、本業務に関して作業を実施する場合、本市への連絡を密に行い、作業の進捗状況等を報告すること。

(6) セキュリティ

本システムは個人情報を取り扱うことから、適切なセキュリティ対策を講じること。

(7) バックアップ

本システムで取り扱うデータについては、システム障害等に備え、適切なバックアップを実施すること。

11. 問い合わせ先

川西市教育委員会事務局 教育推進部入園所相談課 菅、瀧上

住所：〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号

電話：072-740-1215

e-mail：kawa0211@city.kawanishi.lg.jp